

地域団体商標

1. 改正の必要性

近年、地域産業の活性化や地域おこしの観点から、いわゆる地域ブランドに対する注目が高まっている。地域ブランド化の取組みは、地域の自然的条件を活かした農林水産物や食品などの特産品、地域に歴史的な関連のある伝統的工芸品、地域において提供される特色あるサービスなどを、地域の複数の事業者が地域名を付した共通のブランド名を用いて販売・提供し、他の地域の商品やサービスとの差別化を図って、その付加価値を高めていこうとするものである。

しかしながら、地域ブランドが需要者の間で知名度を有するようになり、ブランド名に対する需要者の信用が高まると、その信用に便乗しようとする他者が地域外の商品やサービス、あるいは品質の低い商品やサービスに同じブランド名を使用することによって、地域ブランドの信用が毀損される事態が生じる。

このような他人による信用への便乗を防止し、排除するためには、ブランド名について商標登録を受けることが有効な方策であるが、商標法の下で、地域ブランドについて多く用いられる地域の名称と商品（役務）の名称を組み合わせた商標の登録を受けることは、必ずしも容易ではないとの問題があった。すなわち、地域の名称と商品（役務）の名称等からなる文字商標については、出所を識別できない、事業者が広く使用を欲する商標であり一事業者による独占に馴染まないといった理由から、商品の産地、販売地、品質、役務の提供の場所、質等を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標等に該当するとして、原則的に登録を受けることができないとされている（第3条第1項）。

このような商標の登録を受けるためには、実務上出願人の商標として全国的な知名度を獲得し、「需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができる（商標）」と認められることが必要とされているため（第3条第2項）、全国的な知名度を獲得するまでの間は他人の便乗使用を排除できず、また、他人により使用されることによって、出願人の商標としての知名度の獲得がますます困難となるという問題がある。

一方、地域の名称や商品（役務）名を含む商標であっても、特徴のある図形が付加された商標については、当該図形部分において自己の商品（役務）を他人の商品（役務）から識別することができるため、商標全体として識別力を有するものとして第3条第1項に該当せず、他の登録要件を満たす限り、商標登録を受けることができる。しかしながら、このような図形入りの商標については、他人が文字部分は同一であっても図形部分が異なる商標を使用した場合には、原則としてこれらの商標が類似とは認められないことから、他人の便乗使用を有効に排除できないという問題がある。

以上のような問題により、地域ブランドについて多く用いられる地域の名称と商品（役務）の名称を組み合わせた文字商標については、商標法による保護が限定されており、発展段階にある地域ブランドの保護について関係事業者の期待に十分応えられていないのではないかとの指摘があった。このため、全国的な需要者との関係では十分に出所識別機能を有しているとまでは言えない段階にあっても、商標登録を受けることができるように制度を整備することが課題となっていた。

2. 改正の概要

地域の名称及び商品（役務）の名称等からなる商標について、地域との密接な関連性を有する商品（役務）に使用され、需要者の間に広く認識されている場合には、事業協同組合その他の組合による地域団体商標の登録を可能とする。また、地域団体商標の商標登録出願前からその指定商品（指定役務）と同

一又は類似の商品（役務）について同一又は類似の商標を使用していた者については、商標が周知となっているか否かを問わず、一定の条件を満たせば、その商標を継続的に使用する権利を認める。このほか、地域団体商標の登録要件を満たさない場合には、異議申立て及び無効審判を請求できることとする。

3. 改正条文の解説

(1) 登録要件

◆商標法第7条の2

（地域団体商標）

第七条の二 事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合（法人格を有しないものを除き、当該特別の法律において、正当な理由がないのに、構成員たる資格を有する者の加入を拒み、又はその加入につき現在の構成員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない旨の定めのあるものに限る。）又はこれに相当する外国の法人（以下「組合等」という。）は、その構成員に使用をさせる商標であつて、次の各号のいずれかに該当するものについて、その商標が使用をされた結果自己又はその構成員の業務に係る商品又は役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されているときは、第三条の規定（同条第一項第一号又は第二号に係る場合を除く。）にかかわらず、地域団体商標の商標登録を受けることができる。

- 一 地域の名称及び自己又はその構成員の業務に係る商品又は役務の普通名称を普通に用いられる方法で表示する文字のみからなる商標
- 二 地域の名称及び自己又はその構成員の業務に係る商品又は役務を表示するものとして慣用されている名称を普通に用いられる方法で表示する文字のみからなる商標
- 三 地域の名称及び自己若しくはその構成員の業務に係る商品若しくは

役務の普通名称又はこれらを表示するものとして慣用されている名称を普通に用いられる方法で表示する文字並びに商品の産地又は役務の提供の場所を表示する際に付される文字として慣用されている文字であつて、普通に用いられる方法で表示するもののみからなる商標

2 前項において「地域の名称」とは、自己若しくはその構成員が商標登録出願前から当該出願に係る商標の使用をしている商品の産地若しくは役務の提供の場所その他これらに準ずる程度に当該商品若しくは当該役務と密接な関連性を有すると認められる地域の名称又はその略称をいう。

3 第一項の場合における第三条第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項中「自己の」とあるのは、「自己又はその構成員の」とする。

4 第一項の規定により地域団体商標の商標登録を受けようとする者は、第五条第一項の商標登録出願において、商標登録出願人が組合等であることを証明する書面及びその商標登録出願に係る商標が第二項に規定する地域の名称を含むものであることを証明するため必要な書類を特許庁長官に提出しなければならない。

① 地域団体商標の登録要件（第7条の2第1項及び第2項）

第7条の2第1項及び第2項は、地域団体商標に固有の登録要件を定めている。地域団体商標の登録要件を大別すると、次のとおりである。

ア 出願人が法人格を有する事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合であり、設立根拠法において構成員たる資格を有する者の加入を不当に制限してはならない旨が規定されていること

イ 出願された商標が構成員に使用をさせる商標であること

ウ 出願された商標が地域の名称及び商品又は役務の名称等からなる文字商標であること

- エ 出願された商標中の地域の名称が商品（役務）と密接な関連性を有していること
- オ 出願された商標が周知となっていること

以下、それぞれの要件について解説する。

ア 主体要件

地域団体商標の商標登録を受けることができる者は、法人格を有する事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合であり、当該特別の法律において、正当な理由がないのに、構成員たる資格を有する者の加入を拒み、若しくはその加入につき現在の構成員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない旨（加入の自由）の定めのある組合、又はこれに相当する外国の法人である。団体商標の主体要件との違いは、組合の設立根拠法において不当に構成員たる資格を有する者の加入を制限してはならない旨の規定が定められていることを要件とした点にある。

地域団体商標として登録される地域の名称及び商品（役務）の名称等からなる商標は、本来、地域における商品の生産者や役務の提供者等が広く使用を欲するものであり、一事業者による独占に適さない等の理由から第3条第1項各号（特に第3号や第6号）に該当するとして登録が認められなかったものであることから、その商標登録を認めるに当たっては、可能な限り、商標の使用を欲する事業者が当該商標を使用することができるようにすべきである。こうしたことから、地域団体商標においては、出願人たる団体の設立根拠法において構成員資格を有する者の団体への加入を不当に妨げてはならないとの義務が規定されていることを主体要件の一つとし、当該商標の使用を欲する事業者が団体の構成員となって使用をすることができる途が妨げられないように措置した。当該義務の履行は、義務違反に対する罰則の適用や監督官庁による指導・監督によって間接的に担保されることが考えられる。

地域団体商標の登録を受けることができる者には、団体商標と異なり民法第34条の規定により設立された社団法人が含まれていないが、これは、民法上、社団法人の構成員たる資格を有する者の加入の自由に関する規定がないため、地域団体商標の主体とはなりえないことが明らかであることによる。

(参考1)

- ・「事業協同組合」とは中小企業等協同組合法に規定する事業協同組合をいい、「その他の特別の法律により設立された組合」とは、農業協同組合法により設立された農業協同組合、水産業協同組合法により設立された漁業協同組合等をいう。
- ・「これらに相当する外国の法人」とは、業として商品の生産や役務の提供をする事業者を構成員に有し、法人格を有する外国の団体であって、構成員資格を有する事業者の加入が不当に制限されないことが法律上担保されている団体をいう。

(参考2)

例えば、事業協同組合及び農業協同組合については、各設立根拠法において、加入の自由は以下のように定められている。

○中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第14条

○農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第20条

「組員たる資格を有する者が組合に加入しようとするときは、組合は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の組員が加入の際に附されたよりも困難な条件を附してはならない。」

イ 構成員に使用をさせる商標であること

地域団体商標は、団体商標と同様に、事業者を構成員に有する団体がその構成員に使用をさせる商標であり、商品又は役務の出所が当該団体の構成員であることを明らかにするものである。そのため、地域団体商標として登録

される商標は、団体が「その構成員に使用をさせる商標」であることが必要となる。構成員に加えて団体自身が使用をする商標であってもよい。

地域団体商標の商標権者である団体は、構成員による商標の使用の条件を定めることができ、団体の構成員は当該条件に従って、指定商品（指定役務）について、地域団体商標にかかる登録商標の使用をする権利を有することとなる（第31条の2第1項）。

ウ 対象とする商標の要件

㊦ 限定の理由

地域団体商標として登録を受けられる商標は、第7条の2第1項各号に列挙されている、地域の名称と商品又は役務の名称等を普通に用いられる方法で表示する文字のみからなる商標である。

地域団体商標として登録を受けることができる商標を一定の構成のものに限定した理由は、図形等と組み合わせられた商標や特殊な文字により表示された商標のような元々識別力を有する商標については、そもそも第3条第1項各号に該当しないため、改正前においても登録を受けることが可能であり、地域団体商標制度によって登録を認める必要性が生じていないことによる。

（補説）地域の名称のみの商標を対象としなかった理由

地域団体商標として登録を受けることができるのは、地域の名称及び商品（役務）の名称等からなる商標であり、地域の名称のみからなる商標は登録を受けることができないこととしている。その理由は次のとおりである。

- ①一般に、地域ブランドについては、地域の名称と商品又は役務の名称を組み合わせた商標が用いられることが多く、地域の名称のみの商標が用いられることはまれである。
- ②地域の名称のみの商標についても登録を認めると、類似商品（役務）に地域の名称のみの商標を使用したときには権利侵害となり、同一又は同

名の地域において他の商品（役務）を生産・販売、提供等する者による地域の名称の正当な使用を過度に制約し、その事業活動を萎縮させるおそれがある。

（参考）

- ・「普通に用いられる方法で表示する文字」とは、普通の態様で表示する文字標章（標準文字を含む。）をいう。

(イ) 商品名・役務名

地域団体商標として登録される商標中の商品（役務）の名称はその指定商品（指定役務）と一致していることが必要である。第7条の2第1項本文においては、周知性の要件として、「その商標が使用をされた結果自己又はその構成員の業務に係る商品又は役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されているとき」と規定しており、当該「自己又はその構成員の業務に係る商品又は役務」が指定商品（指定役務）となるところ、第1項各号においても、同じ「自己又はその構成員の業務に係る商品又は役務」との文言を用いることにより、商標中の商品（役務）の名称と指定商品（指定役務）との同一性を明らかにしている。このため、地域団体商標中の商品（役務）の名称と異なる商品（役務）を指定商品（指定役務）とすることはできないこととなる（例えば、「〇〇りんご」との商標について、「りんごジュース」や「りんごケーキ」を指定商品とすることはできない。）。

(ウ) 普通名称

第1項第1号の「普通名称」とは、取引界においてその名称が特定の業務を営む者から流出した商品又は特定の業務を営む者から提供された役務を指称するのではなく、その商品又は役務の一般的な名称であると意識されるに至っているものをいう。

(㉔) 慣用されている名称

第1項第2号の「商品又は役務を表示するものとして慣用されている名称」（慣用名称）とは、商品又は役務の普通名称とはいえないが、商品又は役務を表す名称として需要者、取引者の中で慣用されている名称をいう。普通名称の略称が慣用されている場合も含まれる。例えば、工芸品における「焼」（陶器、磁器）、「織」（織物）、「塗」（漆器、塗物）、食品における「牛」（牛肉）、「豚」（豚肉）、「漬」（漬物）などが該当すると考えられる。

(㉕) 商品の産地等を表示する際に付される文字

第1項第3号は、地域の名称及び商品（役務）の普通名称又は慣用名称に、「商品の産地又は役務の提供の場所を表示する際に付される文字として慣用されている文字」が加わった商標を対象としている。例えば、「本場」、「特産」、「名産」などの文字が加わった商標が該当すると考えられる。

いわゆる地域ブランドとして使用されている商標には、商品が特定の地域で生産されたものであることを端的に示すために、「本場」等の文字が付加された商標があることから、このような商標についても地域団体商標として登録を受けることができることとしたものである。

なお、第1項第3号の「商品の産地又は役務の提供の場所を表示する際に付される文字」における商品（役務）は、条文上、「その商品の産地又は役務の提供の場所」とは規定されていないことから、団体又はその構成員の業務に係る特定の商品（役務）を意味するものではなく、より一般的な商品の産地又は役務の提供の場所を表示する際に用いられる文字を意味している。

また、「本家」、「元祖」、「特選」といった文字は、「商品の産地又は役務の提供の場所を表示する際に付される文字」とは認められないため、地域の名称及び商品（役務）の普通名称・慣用名称にこれらの文字が加わった商標は地域団体商標として登録を受けることはできない。

エ 地域の名称と商品又は役務の密接関連性の要件

第1項各号に掲げる商標はいずれも「地域の名称」を含む商標である。「地域の名称」の定義は第2項に規定されており、「自己若しくはその構成員が商標登録出願前から当該出願に係る商標の使用をしている商品の産地若しくは役務の提供の場所その他これらに準ずる程度に当該商品若しくは当該役務と密接な関連性を有すると認められる地域の名称又はその略称をいう。」と定義されている。

地域団体商標制度は、地域ブランドの保護による産業競争力の強化と地域経済の活性化を目的として、地域の名称及び商品（役務）の名称等からなる商標の登録要件を緩和する制度であることから、出願された商標が、単に地域の名称の持つイメージを利用しただけであり、実際には当該地域と関連しない商品（役務）について使用されるような場合にまで商標登録を認める必要はない。加えて、地域団体商標は、後述するように、周知性を要件として、第3条第2項よりも緩やかな要件で地域の名称及び商品（役務）の名称等からなる商標の独占的な使用を認めることになる以上、地域との関連性がない商品（役務）について使用されている商標について、安易に商標登録を認めることは不適切である。こうしたことから、地域団体商標制度においては、商標中の地域と団体又は構成員が出願前からその商標を使用している商品（役務）とが密接な関連性を有することを要件としている。

地域と商品（役務）の関連性については、一般的には商品の産地又は役務の提供地である場合が多いと考えられることから、第2項では、商標中の地域の名称が商品の産地又は役務の提供の場所である場合を特に例示している。また、地域ブランドの取組みにおいて、当該地域の名称を使用する理由は様々であることから、商品の産地又は役務の提供の場所である場合に限らず、これらに準ずる程度に商品（役務）と密接な関連性を有している地域である場合も許容することとしている。

「（商品の産地又は役務の提供の場所）に準ずる程度に当該商品若しくは当該役務と密接な関連性を有すると認められる地域」の例としては、商品の主

要な原材料の産地や商品の製法が由来する地などが想定されるが、これらに限定されるものではない。商品（役務）と地域との密接な関連性の有無は、商品（役務）の種類、取引者・需要者層、取引の実情等に応じて、商標中にその地域の名称を用いることが社会通念上妥当なものと認められるか否かといった観点から判断される。

「商品の産地」、「役務の提供の場所」及びその他の「地域の名称」は、出願時の行政区画の名称（都道府県名、市町村名等）に限られず、旧地名、旧国名、河川・山岳・湖沼等の名称、海域名その他の地理的名称を広く含む。また、商標中の地域の名称は、しばしば略称が用いられることから、地域の名称の略称も含むこととしている。

オ 周知性の要件

㊦ 商標の周知性を要件とした理由

地域団体商標として商標登録を受けるためには、商標が使用された結果、出願人である団体又はその構成員の業務に係る商品又は役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されていること、すなわち、商標が周知となっていることが必要である。

従来、地域の名称及び商品（役務）の名称等からなる商標は、その商品（役務）を指定商品（指定役務）とする場合には、第3条第1項各号に該当するとして登録が認められず、登録を受けるためには第3条第2項の要件を満たす必要があった。第3条第2項は、同条第1項第3号から第5号までに該当する商標であっても、「使用をされた結果需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができるもの」については、商標登録を受けることができる旨を規定している。第3条第2項は、どの範囲の需要者にどの程度認識されている必要があるかについては規定していないが、実務上は、全国的な範囲の需要者に高い浸透度をもって認識されていることが必要とされている。このため、地域の名称及び商品（役務）の名称等のみからなる商標について、第3条第2項の規定により登録を受けることは困難

であった。

改正法により導入された地域団体商標制度は、地域の産品等についての事業者の信用の維持を図り、我が国の産業の競争力強化と地域経済の活性化を支援するとの目的から、地域の名称及び商品（役務）の名称等からなる商標について、第3条第2項よりも緩やかな要件で商標登録による独占を認めるものである。

このため、地域団体商標として登録を認めるためには、少なくとも第三者による自由な使用を制限してまでも地域の名称及び商品（役務）の名称等からなる商標を保護すべきであるといえる程度に当該商標に信用が蓄積されていることが必要である。また、地域団体商標制度の目的の一つが、第三者による商標に化体した信用への便乗を排除しうるように措置することにある以上、保護対象とする商標は、第三者による便乗使用のおそれが生じうる程度に信用の蓄積がされているものに限定すべきである。そこで、商標が使用された結果、出願人である団体又はその構成員の業務に係る商品若しくは役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されていること、すなわち、商標が周知となっていることを地域団体商標の登録要件としている。

(イ) 周知性の程度

地域団体商標制度は、第3条第2項よりも緩和された要件で地域の名称及び商品（役務）の名称等からなる商標の登録を認めるものであることから、要求される周知性の程度は、需要者の広がり及びその認知度において、同項に基づき登録を受ける場合に実務上要求されるものよりも狭く、また低いもので足りる。需要者の広がりについては、商品（役務）の種類、取引者・需要者層、取引の実情等の個別事情によるが、例えば隣接都道府県に及ぶ程度の需要者に認識されていることが必要であると考えられる。なお、地域団体商標として登録されるためには、あくまでも日本国内において周知となっていることが要件とされる。

(補説) 複数団体による同一商標の使用

同一地域において、複数の団体が同一の商標を使用しており、その商標が特定の一つの団体又はその構成員の業務に係る商品（役務）を表示するものとして周知となっていると認められない場合には、いずれの団体も独自に登録を受けることはできないと考えられる。また、複数の団体がいずれも周知となっている場合には、需要者に混同をもたらすおそれがあるため、通常の商標について同様の状態にある場合と同じく、第4条第1項第10号の規定により、地域団体商標の登録を受けることはできないと考えられる。なお、こうした場合であっても、同一の商標を使用している複数団体がまとまって共同出願をし（又は、出願の後には共同出願に名義変更をし）、地域団体商標の登録要件を全体として満たすと判断される場合、これら複数の団体又はその構成員の業務に係る商品（役務）を表示するものとして周知となっているとして、登録が認められる場合もあるものと考えられる。

② 第3条の適用の例外規定（第7条の2第1項柱書、第7条の2第3項）**ア 他の登録要件**

地域団体商標の商標登録出願については、第7条の2に規定する固有の登録要件のほか、第3条第1項や第4条第1項の通常の商標登録出願の要件を満たす必要がある。

もっとも、地域団体商標として登録を受けることができる地域の名称と商品（役務）の名称等からなる商標については、改正前には第3条第1項（特に第3号や第6号）に該当するとして登録が認められなかった商標であるから、第3条第1項の規定がそのまま適用されるとすると、登録を受けることができない。そこで、第3条の規定の適用について例外規定を設けている。

イ 第3条第1項の適用

第7条の2第1項柱書は、「第3条の規定（同条第1項第1号又は第2号に係る場合を除く。）にかかわらず、地域団体商標の商標登録を受けること

ができる。」と規定し、地域団体商標の固有の登録要件を満たす商標登録出願については第3条第1項第3号から第6号までの規定にかかわらず、登録を受けることができる旨を規定している。

地域団体商標として登録される商標は、従来、第3条第1項第3号から第6号までに該当するとして登録が認められなかったものであることを考慮し、これらの規定にかかわらず登録を受けることができることとしたものである。

一方、第3条第1項第1号及び第2号において商標登録を受けることができない商標として規定される「商品又は役務の普通名称を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標」及び「その商品又は役務について慣用されている商標」は、何人も使用できるようにしておく必要性が特に高く、地域団体商標として出願された場合であっても登録を認めるべきではないことから、第3条第1項第1号及び第2号は通常の商標登録出願と同様に適用されることとしている。

ウ 第3条第2項の適用

上記のとおり、地域団体商標制度は第3条第2項の場合よりも緩和された要件で登録を認めるものであることから、第3条第2項の要件を満たす場合は常に地域団体商標の周知性の要件を満たしていることになり、第3条第2項の規定を適用する必要はない。そこで、地域団体商標については、第3条第2項の規定も含め、「第3条の規定（同条第1項第1号又は第2号に係る場合を除く。）にかかわらず」登録を受けることができると規定している。

③ 出願に当たり提出する書面（第7条の2第4項）

第7条の2第4項は、出願に当たり、出願人が主体要件を満たすことを証明する書面及び出願された商標中の地域の名称が出願人が出願前から当該商標を使用していた商品の産地等であることを証明するため必要な書類を特許庁長官に提出しなければならないことを定めている。

地域団体商標に固有の登録要件は第7条の2第1項に規定されており、いずれも実体審査事項となっているが（第15条）、そもそも事業協同組合等の特別の法律により設立された組合でなく主体要件を満たさないことが明らかな会社や個人等による出願の場合には、実体審査を行うまでもなく方式審査の段階で出願を却下することが適当である。このため、出願人に対して主体要件を満たすことの証明書の提出義務を課し、提出がない場合には出願を却下することとしている。

また、第7条の2第4項においては、出願に当たり、特許庁長官に対し、「その商標登録出願に係る商標が第二項に規定する地域の名称を含むものであることを証明するため必要な書類」も提出させることとしている。地域の名称は、出願人である団体又はその構成員が商標登録出願前から出願に係る商標を使用していた商品（役務）と密接な関連性を有するものでなければならないが、実際に団体や構成員がどのような商品（役務）に出願に係る商標を使用しており、その商品（役務）が商標中の地域とどのような関連性を有しているかについては、出願人からの書類の提出がない限り判断できないことから、明示的に出願人に書類の提出義務を課したものである。当該書類の提出がない場合には、方式審査の段階で、出願が却下されることとなる。

（補説1）地域団体商標の指定商品（役務）について

地域の名称及び商品（役務）の名称等のみからなる文字商標は、これまで、商品の産地、販売地、品質、役務の提供の場所、質等を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標（第3条第1項第3号）等に該当するばかりでなく、その商標の構成から、取引者・需要者をして「その地において生産される商品」又は「その場所において提供される役務」等の認識を生じさせやすいものであり、商品の品質又は役務の質の誤認を生ずるおそれがある商標（第4条第1項第16号）に該当するとして、登録を受けられないものとされてきた。

しかしながら、本改正は、地域ブランドの適切な保護という観点から、

地域の名称及び商品（役務）の名称等のみからなる文字商標であっても、その商標中の地域の名称が商品又は役務と密接な関連性を有すると認められること等を要件として、第3条第1項第3号等の規定に関わらず登録を受けられることとしたものである。

こうしたことから、地域団体商標に接する需要者は、当該商標が付された商品（役務）について、商標を構成する地域名との密接な関連性を期待するものと考えられ、これが商標中の地域の名称と密接な関連性を有する商品又は役務以外の商品又は役務について使用されるときは、商品の品質又は役務の質の誤認を生じさせるおそれがあると考えられる。

したがって、地域団体商標の指定商品（指定役務）については、例えば、商品の産地であれば「○○（地域の名称）産の△△（商品の名称）」、役務の提供地であれば、「○○（地域の名称）における△△の提供（役務の名称）」のように地域的な限定を付す必要があると考えられる。

（補説2）地域団体商標と通常商標の先後順について（第4条第1項第11号）

地域団体商標の商標登録出願より先に出願された文字部分が同一又は類似の図形入りの登録商標が存在する場合であっても、原則として、かかる先願の登録商標の図形部分が商標の要部となるため、地域団体商標とは類似せず、後願の地域団体商標の商標登録出願は拒絶されないと考えられる。ただし、先願に係る登録商標が文字部分だけで周知となっている場合には、後願の地域団体商標と類似するとして、地域団体商標の商標登録出願が拒絶される可能性があると考えられる。

一方、地域団体商標の商標登録出願より後に出願された文字部分が同一又は類似の商標については、地域団体商標が需要者の間で周知となっているとして登録された商標であることから、取引者・需要者は、後願の商標の文字部分に着目、記憶し取引に当たることが少なくないものと考えられる。そのため、原則として、後願についても文字部分から称呼や観念を生じ、かつそれらが地域団体商標の称呼や観念と同一であるか又は類似していることから、当該後願の商標は地域団体商標と類似し、第4条第1項第

11号に該当するものとして登録が認められないこととなると考えられる。

（補説3）第26条の適用について特別の規定を設けなかった理由

地域団体商標として登録された商標権の効力は、先使用権の要件が緩和されている点を除き、通常の登録商標権の効力と異なるものではない。したがって、地域団体商標の商標権者は、権原なく指定商品（指定役務）と同一又は類似の商品（役務）について同一又は類似の商標を使用する者に対して、差止請求（第36条）及び損害賠償請求（民法第709条、商標法第38条）を行うことができる。

一方、地域団体商標として登録される地域の名称及び商品（役務）の名称等からなる商標は、当該地域において当該商品の生産・販売、役務の提供等を行う者が広く使用を欲する商標であり一事業者による独占に適さない等の理由で原則的に登録を認めないこととされていたものである。このため、地域団体商標が登録されたことにより、同種の商品を扱う者が商品の産地や原材料名等の取引上必要な表示を全く付せなくなれば、これらの者の営業活動が過度に制約されるおそれがあり、地域団体商標に係る商標権の効力が他の事業者による取引上必要な表示に対して過度に及ばないようにする必要がある。

この点、第26条第1項第2号及び第3号は商標登録に係る指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務の普通名称、産地、販売地、提供の場所等を普通に用いられる方法で表示する商標については、商標権の効力が及ばないことを規定しているが、上述のような趣旨から、地域団体商標に係る商標権に関しても特段の規定を新たに設けず、これらの規定の適用を認めることとした。

なお、第26条第1項において商標権の効力を制限している趣旨が、業務を行う者がその商品又は役務について同項各号に掲げる商標を普通に用いられる方法で使用する場合にまで商標権の効力を及ぼすのは妥当でないとの理由によるものであることや、同条の適用に関する裁判例等の考え方にかんがみると、地域団体商標と同一又は類似の商標の使用に関する第26条第1項第2号又は第3号の適用については、自他商品（役務）の識別機

能を発揮する態様で使用されているか否かにより個別具体的に判断すべきであると考えられる。したがって、取引者・需要者の認識を基準として、自他商品（役務）識別機能を発揮するような態様で商標が使用されていれば、第26条第1項第2号及び第3号の規定の適用はなく、地域団体商標に係る商標権の効力は及ぶものと考えられる。

(2) 拒絶理由及び登録異議申立て理由の追加

◆商標法第15条

(拒絶の査定)

第十五条 審査官は、商標登録出願が次の各号のいずれかに該当するとき
は、その商標登録出願について拒絶をすべき旨の査定をしなければならない。
ない。

- 一 その商標登録出願に係る商標が第三条、第四条第一項、第七条の二第一項、第八条第二項若しくは第五項、第五十一条第二項（第五十二条の二第二項において準用する場合を含む。）、第五十三条第二項又は第七十七条第三項において準用する特許法第二十五条の規定により商標登録をすることができないものであるとき。

二・三 （略）

第15条第1号は、地域団体商標の商標登録出願が第7条の2第1項に規定する登録要件を満たさない場合を拒絶理由として規定している。なお、地域団体商標の商標登録出願が、第3条第1項第1号及び第2号や第4条第1項により商標登録をすることができない場合等、第15条各号の規定に該当する場合には、通常の商標と同様に拒絶されることとなる。

◆商標法第43条の2

(登録異議の申立て)

第四十三条の二 何人も、商標掲載公報の発行の日から二月以内に限り、特許庁長官に、商標登録が次の各号のいずれかに該当することを理由として登録異議の申立てをすることができる。この場合において、二以上の指定商品又は指定役務に係る商標登録については、指定商品又は指定役務ごとに登録異議の申立てをすることができる。

一 その商標登録が第三条、第四条第一項、第七条の二第一項、第八条第一項、第二項若しくは第五項、第五十一条第二項（第五十二条の二第二項において準用する場合を含む。）、第五十三条第二項又は第七十七条第三項において準用する特許法第二十五条の規定に違反してされたこと。

二 (略)

第43条の2第1号は、地域団体商標の商標登録出願が第7条の2第1項に規定する登録要件を満たさないにもかかわらず登録された場合を、登録異議の申立て理由として規定している。

なお、地域団体商標の商標登録出願が第3条第1項第1号及び第2号や第4条第1項に違反して登録された場合など、第43条の2各号の規定に該当する場合には、同様に登録異議の申立ての対象となる。

(3) 無効理由の追加等

◆商標法第46条

(商標登録の無効の審判)

第四十六条 商標登録が次の各号のいずれかに該当するときは、その商標登録を無効にすることについて審判を請求することができる。この場合

において、商標登録に係る指定商品又は指定役務が二以上のものについては、指定商品又は指定役務ごとに請求することができる。

一 その商標登録が第三条、第四条第一項、第七条の二第一項、第八条第一項、第二項若しくは第五項、第五十一条第二項（第五十二条の二第二項において準用する場合を含む。）、第五十三条第二項又は第七十七条第三項において準用する特許法第二十五条の規定に違反してされたとき。

二～五 （略）

六 地域団体商標の商標登録がされた後において、その商標権者が組合等に該当しなくなつたとき、又はその登録商標が商標権者若しくはその構成員の業務に係る商品若しくは役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されているもの若しくは第七条の二第一項各号に該当するものでなくなつているとき。

2・3 （略）

① 無効審判請求理由の追加

第46条第1項第1号は、地域団体商標の商標登録出願が第7条の2第1項に規定する登録要件を満たしていなかった場合を無効審判請求理由として規定している。なお、地域団体商標の商標登録出願が第3条第1項第1号及び第2号や第4条第1項に違反して登録された場合など、第46条第1項第1号から第5号までの規定に該当する場合には、同様に無効審判請求の対象となる。

また、同項第6号は、地域団体商標が登録された後に、商標権者が主体要件を満たさなくなった場合、商標が周知性を喪失した場合及び商標が第7条の2第1項各号に該当しなくなった場合、すなわち、地域との関連性が失われた場合を事後的な無効審判請求理由として規定している。

② 主体要件の非充足

地域団体商標の主体要件に関しては、例えば、事業協同組合については、組織変更により株式会社又は有限会社になることができるとされている（中小企業団体の組織に関する法律第100条の3）など、組織変更等により事後的に主体要件を満たさなくなる場合も想定される。このため、事後的に主体要件を満たさなくなった場合には無効審判を請求しうるようにすることが適当である。そこで、事後的な主体要件の非充足を無効審判請求理由として規定している。

③ 周知性の喪失

商標の周知性は、団体や構成員による品質向上や販売促進のための営業努力、商品（役務）の広告宣伝活動等によって獲得されるものであるが、適切な営業努力を怠った場合や需要者の関心・嗜好が変化した場合などには、一旦獲得した周知性が事後的に失われる場合も考えられる。このため、保護の前提である周知性が失われた場合には、再び第三者の自由な使用を認め、かつ新たに周知性を獲得した団体に地域団体商標の登録の途を開くことが適当である。そこで、事後的に商標が周知性を失った場合を無効審判請求理由として規定している。

④ 商標が第7条の2第1項各号に該当しなくなった場合

上記に加え、地域団体商標が事後的に第7条の2第1項各号の要件を満たさなくなった場合についても無効理由として規定している。具体的には、商標中の地域の名称が同条第2項の地域の名称に該当しなくなった場合、すなわち、商標中に用いられている地域が団体又は構成員が商標を使用している商品（役務）との密接な関連性を有しなくなった場合にこれに該当すると考えられる。

⑤ 無効審判請求の除斥期間について

◆商標法第47条

第四十七条 （略）

2 商標登録が第七条の二第一項の規定に違反してされた場合（商標が使用をされた結果商標登録出願人又はその構成員の業務に係る商品又は役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されているものでなかつた場合に限る。）であつて、商標権の設定の登録の日から五年を経過し、かつ、その登録商標が商標権者又はその構成員の業務に係る商品又は役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されているときは、その商標登録についての第四十六条第一項の審判は、請求することができない。

第47条第1項は、一定の無効理由については商標権の設定登録の日から5年を経過した後は無効審判を請求することができない旨を定めているが、改正法においては、同項に地域団体商標の登録要件を定める第7条の2第1項を追加しておらず、地域団体商標の登録要件を満たしていなかった場合の無効審判請求を5年間の除斥期間の対象としていない。

除斥期間の制度は、商標登録について瑕疵があっても、一定の期間無効審判の請求がなく平穩に経過したときは、その既存の法律状態を尊重し維持するために無効理由たる瑕疵が治癒したものとしてその理由による無効審判の請求を認めないこととするものであり、適用するか否かの判断基準は、その無効理由が公益的な見地から既存の法律状態を覆してまでも無効とすべきものであるか否かによるものとされている。

こうした観点からすると、地域団体商標として登録される地域の名称及び商品（役務）の名称等からなる商標は、本来、その地域において商品の生産や役務の提供等を行う者が広く使用を欲するものであり、独占に適さないとされてきたものであるから、登録要件を満たしていないにもかかわらず過誤により登録されてしまった場合には、たとえ一定期間地域団体商標の商標権が与えられていたとしても、その法律状態を尊重して商標の独占を認める理由はない。したがって、登録時に第7条の2第1項の登録要件を満たしていなかった場合については、原則的に除斥期間の適用を認めるべきではなく、既存の法律状態に

かかわらず無効審判請求の対象とすることが適切である。

しかしながら、周知性の要件に関しては、登録時には満たしていなかった場合であっても、その後の営業努力等によって事後的に周知性を獲得していることが考えられるところ、このような場合であっても、登録時からの期間の経過にかかわらず常に無効審判請求の対象とされることは必ずしも適当でない。このため、地域団体商標の商標登録後に当該商標が周知となっている場合には、当該商標に蓄積された信用や商標登録に基づく既存の法律状態を保護すべきであり、無効審判請求の時点において、商標が周知となり、原始的な瑕疵が現実には治癒されている場合には、無効審判請求を制限することが適切である。

こうしたことから、地域団体商標について第47条第2項を新設し、登録時に周知性の要件を満たしていなかったことを理由とする無効審判は、商標登録から5年経過後は、無効審判請求時点において商標が周知となっている場合には、請求することができないことを定めている。

(4) 地域団体構成員の権利

◆商標法第31条の2

(団体構成員等の権利)

第三十一条の二 団体商標に係る商標権を有する第七条第一項に規定する法人の構成員（以下「団体構成員」という。）又は地域団体商標に係る商標権を有する組合等の構成員（以下「地域団体構成員」という。）は、当該法人又は当該組合等の定めるところにより、指定商品又は指定役務について団体商標又は地域団体商標に係る登録商標の使用をする権利を有する。ただし、その商標権（団体商標に係る商標権に限る。）について専用使用権が設定されたときは、専用使用権者がその登録商標の使用をする権利を専有する範囲については、この限りでない。

2 (略)

3 団体構成員又は地域団体構成員は、第二十四条の四、第二十九条、第

五十条、第五十二条の二、第五十三条及び第七十三条の規定の適用については、通常使用権者とみなす。

- 4 団体商標又は地域団体商標に係る登録商標についての第三十三条第一項第三号の規定の適用については、同号中「又はその商標権若しくは専用使用権についての第三十一条第四項において準用する特許法第九十九条第一項の効力を有する通常使用権を有する者」とあるのは、「若しくはその商標権若しくは専用使用権についての第三十一条第四項において準用する特許法第九十九条第一項の効力を有する通常使用権を有する者又はその商標の使用をする権利を有する団体構成員若しくは地域団体構成員」とする。

第31条の2第1項において、地域団体商標に係る商標権を有する組合等の構成員（地域団体構成員）は、組合等の定めるところにより、地域団体商標に係る登録商標の使用をする権利を有することを規定している。これは、団体商標の構成員が有する使用権と基本的に同様の取扱いであるが、地域団体商標に係る商標権については後述のとおり専用使用権の設定が認められないため、同項ただし書については適用しないこととしている。

同条第3項において、地域団体構成員は取消審判について定める第50条、第52条の2及び第53条の適用について通常使用権者とみなされることを規定している。このため、例えば、団体が自らは商標を使用していない場合であっても、地域団体構成員が指定商品（指定役務）について地域団体商標の使用をしている場合には、第50条に規定する不使用による取消審判の対象とはならない。また、地域団体構成員が指定商品（指定役務）又はこれらに類似する商品（役務）について、商品の品質又は役務の質の誤認を生じさせるような登録商標又はこれに類似する商標の使用をした場合には、取消審判の対象となり得ることとなる。

(5) 先使用权

◆商標法第32条の2等

第三十二条の二 他人の地域団体商標の商標登録出願前から日本国内において不正競争の目的でなくその商標登録出願に係る指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務についてその商標又はこれに類似する商標の使用をしていた者は、継続してその商品又は役務についてその商標の使用をする場合は、その商品又は役務についてその商標の使用をする権利を有する。当該業務を承継した者についても、同様とする。

2 当該商標権者は、前項の規定により商標の使用をする権利を有する者に対し、その者の業務に係る商品又は役務と自己又はその構成員の業務に係る商品又は役務との混同を防ぐのに適当な表示を付すべきことを請求することができる。

他人の地域団体商標と同一又は類似の商標を同一又は類似の商品又は役務について不正競争の目的でなく使用している者は、その商標が周知となっていなくても、その商標を使用する権利（先使用权）を有する旨を規定している。

① 商標法第32条の規定

第32条は、他人が商標登録を受けた場合であっても、その商標登録出願前から不正競争の目的でなく同一又は類似の商標を指定商品（指定役務）と同一又は類似する商品若しくは役務について使用した結果、当該商標が周知となっている場合には、商標を継続的に使用していた者にその商品又は役務について当該商標を使用する権利（先使用权）を認めている。同条においては、その商標が他人の商標登録出願の際に周知となっている場合に限って先使用权を認めているが、これは、相当程度周知でない商標には保護に値する財産的価値が生じないと考えられることを理由としている。

② 商標法第32条の2の新設

地域団体商標として登録される地域の名称及び商品（役務）名からなる商標は、本来、何人も使用しうることであった商標であり、特に、同一の地域において同様の商品を生産・販売する者や役務を提供する者であれば、その商品（役務）について地域団体商標の出願前から同一又は類似の商標を使用していることが想定される。第32条は商標登録がされた場合の先使用权について規定するが、使用をしている商標が他人の商標登録出願の際に周知となっていないときは適用対象とされていない。地域団体商標の出願時に同一又は類似の商標を他の事業者が使用していた場合、当該事業者の商標が周知性を獲得していないからといって先使用权を認めないとすると、団体に属さない事業者が現に当該商標を使用して業務を行っている場合に、当該商標を使用して事業活動を行うことができないこととなり、権利者と第三者の利益の衡平を失うと考えられる。

このため、地域団体商標に対する先使用权について定める第32条の2は、第32条と異なり、他人の地域団体商標の商標登録出願の前から使用している商標については、その使用する商標が周知となっているか否かを問わず使用权を認めることとしている。

③ 混同防止表示請求権

第32条第2項においては、先使用权を認められた者に対し、商標権者が商品等の出所の混同防止のための必要な表示を付すべきことを請求できる旨を定めている。地域団体商標に係る先使用权についても、混同を防止する表示を付すことにより先使用权者自体の当該商標の使用が制限されるわけではなく、このような請求権を認めることで、商標権者の業務上の信用の保護及び需要者の利益の保護も図ることができることから、第32条の2第2項において混同防止表示請求ができる旨を規定したものである。

(6) 地域団体商標に係る商標権の移転

◆商標法第24条の2

(商標権の移転)

第二十四条の二 (略)

2・3 (略)

4 地域団体商標に係る商標権は、譲渡することができない。

第4項は、地域団体商標に係る商標権については譲渡することができない旨を定める規定である。第2項と同じく「譲渡することができない。」と規定しているが、これは組合等の団体の合併のような一般承継の場合には移転が可能であることを定めたものである。

地域団体商標は、事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合であって、かつその設立根拠法において構成員たる資格を有する者の加入を不当に拒んではならない旨が規定されているものに限って商標登録を受けられるとしているところ、商標権の自由な譲渡を認めた場合には主体要件を定めた趣旨を没却することになり適切ではない。

一方、団体同士の合併の場合には、出所そのものが全く異なる性質の主体に変動するわけではなく、その商品の品質又は役務の質に対する信用も維持される。また、合併のような一般承継の場合にも移転が認められないとすると、法人としては継続的に活動をしており、商標の使用をしていた構成員についても変化がないにもかかわらず、一旦商標権を消滅させ、再度商標登録出願をして登録を受けなくてはならないこととなり、実務上煩瑣である上、再度登録されるまでの間に商標権侵害があっても権利行使ができないこととなり不都合である。

こうしたことから、地域団体商標に係る商標権については、一般承継の場合に限り移転することができるものとし、譲渡は認めないこととした。

(7) 専用使用権の設定の制限

◆商標法第30条

(専用使用権)

第三十条 商標権者は、その商標権について専用使用権を設定することができる。ただし、第四条第二項に規定する商標登録出願に係る商標権及び地域団体商標に係る商標権については、この限りでない。

2～4 (略)

第30条第1項ただし書きは、地域団体商標に係る商標権については、専用使用権を設定することができないことを規定している。

専用使用権者は、設定行為で定めた範囲内において、指定商品又は指定役務について登録商標の使用をする権利を専有するため(第30条第2項)、第三者はもちろん、地域団体商標の商標権者たる団体及びその構成員も、その範囲内では商標の使用をすることができない。

地域団体商標制度は、事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合であって、かつその設立根拠法において構成員たる資格を有する者の加入を不当に制限してはならない旨が規定されている場合に限り権利主体となりうることとして、地域における商品の生産者等が団体に加入して、構成員として商標を使用することが確保されるように措置している。しかしながら、地域団体商標について専用使用権を設定できるとすれば、設定された範囲においては構成員の使用も制限されることになるため、地域における商品の生産者等の使用を確保しようとした趣旨が没却されてしまうおそれがある。また、商標権の全部についても専用使用権を設定することが可能であるため、この場合には譲渡を認めたのと同じ効果を生じることとなり、譲渡を認めた場合と同様に主体要件を設けた趣旨を没却するという問題がある。

こうしたことから、地域団体商標に係る商標権については、専用使用権の設定はできないこととしている。

(補説) 通常使用権の設定を認めた理由について

地域団体商標に係る商標権については、専用使用権の設定は制限されているが、通常使用権の設定についての制限はない。

通常使用権とは、指定商品又は指定役務について、設定行為で定めた範囲内において通常使用権者が登録商標を使用することができる権利であり、専用使用権のように商標を使用する権利を独占的・排他的に「専有」するものではない。このため、地域団体商標に係る商標権について通常使用権が設定された場合でも商標権者たる団体及びその構成員が商標を使用できなくなるものではなく、地域団体商標に係る商標について独占を認めた根拠が失われるものではない。また、現実にも、商品の生産を行う事業者により構成される団体が、当該商品の販売等を団体構成員以外の者に扱わせるようなケースにおいて、当該地域団体商標を商品の販売等をする者に使用させることも想定されることから、通常使用権の設定を認める必要性は高いと考えられる。こうしたことから、地域団体商標に係る商標権について、通常使用権を設定することを認めている。

(8) 出願の変更

◆商標法第11条

(出願の変更)

第十一条 商標登録出願人は、団体商標の商標登録出願を通常の商標登録出願（団体商標の商標登録出願及び地域団体商標の商標登録出願以外の商標登録出願をいう。以下同じ。）又は地域団体商標の商標登録出願に変更することができる。

2 商標登録出願人は、地域団体商標の商標登録出願を通常の商標登録出願又は団体商標の商標登録出願に変更することができる。

3 商標登録出願人は、通常の商標登録出願を団体商標の商標登録出願又は地域団体商標の商標登録出願に変更することができる。

4 前三項の規定による商標登録出願の変更は、商標登録出願について查

定又は審決が確定した後は、することができない。

5 第一項から第三項までの規定による商標登録出願の変更があつたときは、もとの商標登録出願は、取り下げたものとみなす。

6 前条第二項及び第三項の規定は、第一項から第三項までの規定による商標登録出願の変更の場合に準用する。

地域団体商標の商標登録出願について、通常商標又は団体商標の商標登録出願へ変更できること、また、通常商標又は団体商標の商標登録出願を地域団体商標の商標登録出願に変更できることを規定している。

今回の法改正により、①通常商標、②団体商標に加えて、③地域団体商標の商標登録出願が可能となるが、地域団体商標の商標登録出願については、通常商標及び団体商標の商標登録出願と異なる固有の登録要件が規定されていることから、通常商標として商標登録出願をした出願人が、第3条第1項第3号等に該当するとして拒絶理由通知を受けた場合、当該出願人が地域団体商標の商標登録出願に出願を変更し、地域団体商標として登録を受けようとすることや、一旦地域団体商標の商標登録出願をしたが、既に全国的な知名度を獲得しているため、通常商標又は団体商標として登録を受けようとする等の局面が想定される。

そこで、商標登録出願について査定又は審決が確定するまでに、地域団体商標と団体商標、団体商標と通常商標、地域団体商標と通常商標との出願相互間に出願の変更ができることとし、出願の変更があつた場合には、変更後の出願の出願日はもとの商標登録出願の時にしたものとみなすとともに、もとの商標登録出願は取り下げたものとみなす旨を規定している。

4. 施行期日及び経過措置

(1) 改正法の施行期日

◆附則第1条

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

本条は、改正法の施行期日を平成18年4月1日とする旨を規定している。

地域団体商標制度はこれまで登録が認められていなかった地域の名称及び商品（役務）の名称等からなる商標の登録を認めるものであるため、審査基準を検討・整備するなど審査体制を整えるとともに、地域の事業者等に対して新制度についての十分な周知を図る必要がある。

また、地域団体商標制度の運用に関しては、特許庁内の業務処理システム、情報処理システムを新たに新制度に対応できるよう整備する必要がある。これらのシステムの整備に当たっては、十分な検討期間及び実際にシステムを整備する期間が必要とされることから、公布後1年程度の期間を置くことが必要である。

このため、改正法の施行期日については、平成18年4月1日とした。

(2) 経過措置

◆附則第2条

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に特許庁に係属している商標登録出願に係る商標登録出願人は、この法律による改正後の商標法第十一条第一項又は第三項の規定にかかわらず、その商標登録出願を地域団体商標に係る

商標登録出願に変更することができない。

- 2 この法律の施行の際現に特許庁に係属している防護標章登録出願に係る防護標章登録出願人は、商標法第十二条第一項の規定にかかわらず、その防護標章登録出願を地域団体商標に係る商標登録出願に変更することができない。
- 3 地域団体商標の商標登録を受けようとする者が、商標法第九条第一項の規定の適用を受けようとする場合において、同項に規定する出品又は出展の日（以下この項において「出品等の日」という。）が、平成十八年四月一日前であるときは、出品等の日は平成十八年四月一日とみなす。
- 4 地域団体商標の商標登録を受けようとする者が、商標法第十三条第一項又は同項において準用する特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）第四十三条の二第三項において準用する同法第四十三条第一項の規定により優先権を主張しようとする場合（商標法第九条の二又は第九条の三の規定により優先権を主張することができることとされている場合を含む。）において、最初の出願若しくは千九百年十二月十四日にブラッセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約第四条C(4)の規定により最初の出願とみなされた出願又は同条A(2)の規定により最初の出願と認められた出願の日（以下この項において「出願日」という。）が、平成十八年四月一日前であるときは、出願日は平成十八年四月一日とみなす。
- 5 前項の規定は、防護標章登録出願に準用する。

① 改正法施行前の出願に係る変更の制限（附則第2条第1項及び第2項）

本条第1項は、改正法施行前の商標登録出願については地域団体商標の商標登録出願への変更を認めない旨を規定している。

改正法においては改正法施行前に地域団体商標の商標登録出願をすることは認めていない（経過措置を置かない。）が、改正法施行前に出願された通常商標又は団体商標の商標登録出願を改正法施行後に改正後の第11条に基づき地域団体商標の商標登録出願に変更することを認めた場合、出願日を遡及させることが可能となる。このため、実質的に改正法施行前に地域団体商標の商標登録出願を可能とする抜け道とならないよう、改正法施行前の出願に係る制限を規定している。

第2項は、第1項と同様に、防護標章登録出願から地域団体商標の商標登録出願への変更を認めない旨を規定している。

② みなし出願日等に係る制限

商標法においては、一定の場合に出願日を現実の出願日以前のある時点とみなす旨の特例等を置いている場合があるが、その日が改正法施行前になるときは、①と同様の趣旨から、そのままその効果を認めるのは适当ではないため、このような特例等の適用を受けようとする場合について、以下の特則を設けている。

ア 博覧会等への出品・出展（附則第2条第3項）

第3項は、商標法第9条第1項の適用がある出願についての特則を規定している。商標法第9条第1項においては、政府等の開催する博覧会等に出品又は出展した商品又は役務について使用した商標を出品又は出展の日から6か月以内に商標登録出願した場合には、その商標登録出願は、その出品又は出展の時にしたものとみなす旨の特例を設けているが、地域団体商標の商標登録出願についてこの出品又は出展の日が改正法施行前とみなされる場合には、その出品又は出展の日は平成18年4月1日とみなすこととしている。

イ パリ条約に基づく優先権等（附則第2条第4項）

第4項は、パリ条約に基づく優先権等についての特則を規定している。改正法の施行前にパリ条約の同盟国でされた商標登録出願に基づく優先権の主張をして地域団体商標の商標登録出願をした場合の最初の出願日（最初の出願日とみなされた又は認められた出願の日を含む。）が施行日前であるときは、この出願日を平成18年4月1日とみなすこととしている。

また、パリ条約の例による優先権の主張（商標法第9条の2、同法第9条の3及び同法第13条第1項で準用する特許法第43条の2第2項）をして地域団体商標の商標登録出願をした場合についても同様の適用がある旨を規定している。

ウ 防護標章登録出願に係る優先権（附則第2条第5項）

第5項は、優先権の主張をして地域団体商標の防護標章登録出願をした場合について、第4項の規定を準用する旨を規定したものである。

(3) 政令への委任

◆附則第3条

（政令への委任）

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

本条は、附則第2条に包含されない必要な経過措置を政令で定める旨を規定したものである。